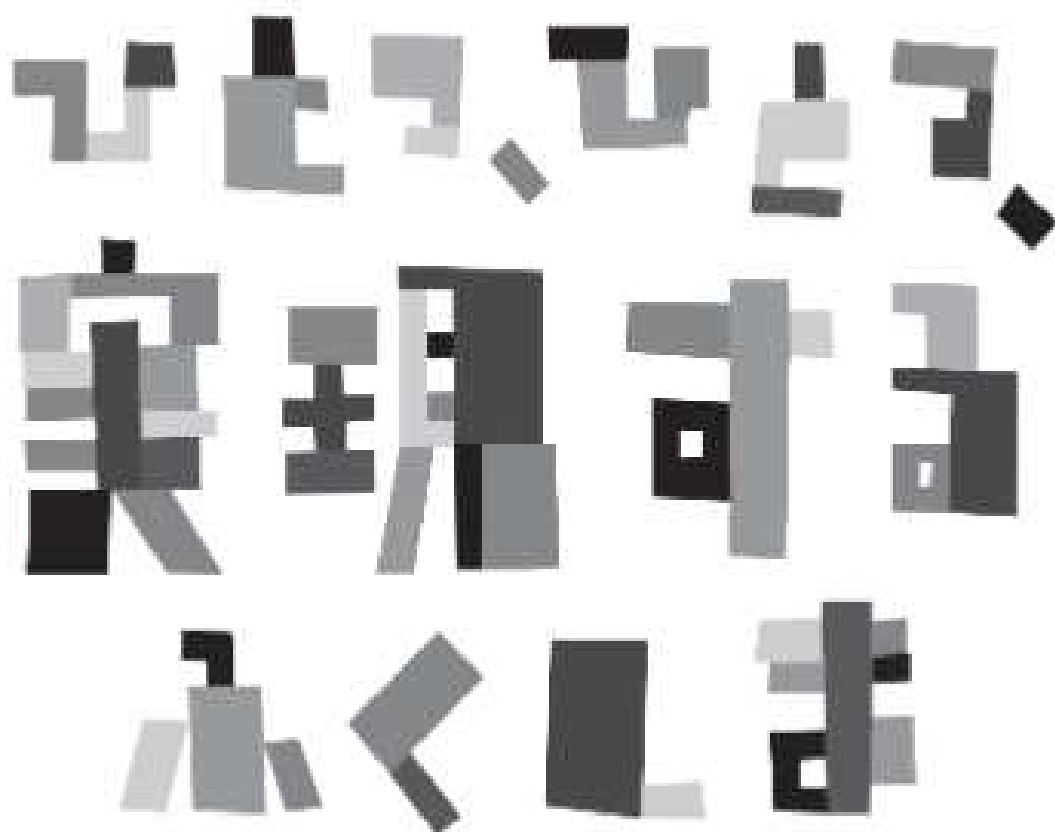


福島県再犯防止推進計画

【令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)】

罪を犯した人や非行のある少年を地域社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会と、安全で安心して暮らせる希望と笑顔に満ちあふれた「新生ふくしま」を築いていくために



令和3年3月 福島県

目次

第1章 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象者（犯罪をした者等）・・・・・・・・・・ 2

第2章 再犯防止を取り巻く状況・・・・・・・・・・ 5

- 1 県内の再犯防止対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 県内の再犯者率・再入者率の状況・・・・・・・・・・ 5
- 3 再入者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 子どもの非行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の基本方針と施策体系・・・・・・・・・・ 7

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅰ 支援実施機関（国、市町村、民間団体）との連携強化

- 1 再犯防止推進協議会の設置による関係機関・団体等との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

II 支援制度の活用促進

- 1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援 12
- 2 就労の確保に向けた支援 13
- 3 住居の確保に向けた支援 17
- 4 保健医療・福祉サービスに関する支援 19
- 5 学校や地域社会において再び学ぶための支援 23
- 6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進 26

III 支援協力者の育成・確保

- 1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援 31

IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

- 1 広報啓発の推進 34

資料編 36

- 資料1 国関係機関・民間団体等の取組紹介 38
- 資料2 計画の推進体制、策定経緯 51
- 資料3 支援機関等連絡先一覧 55

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

(1) 再犯防止の推進とは

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「法」という。）第1条において、「国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であること」、「再犯防止を推進することによって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現すること」が示されました。

本県においても、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）（以下「国計画」という。）を勘案して福島県が定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけるものです。

2 計画の期間

計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

●再犯の防止等の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（国等の責務）

第4条（第1項略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の対象者（犯罪をした者等）

計画の対象者は、「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」とします。

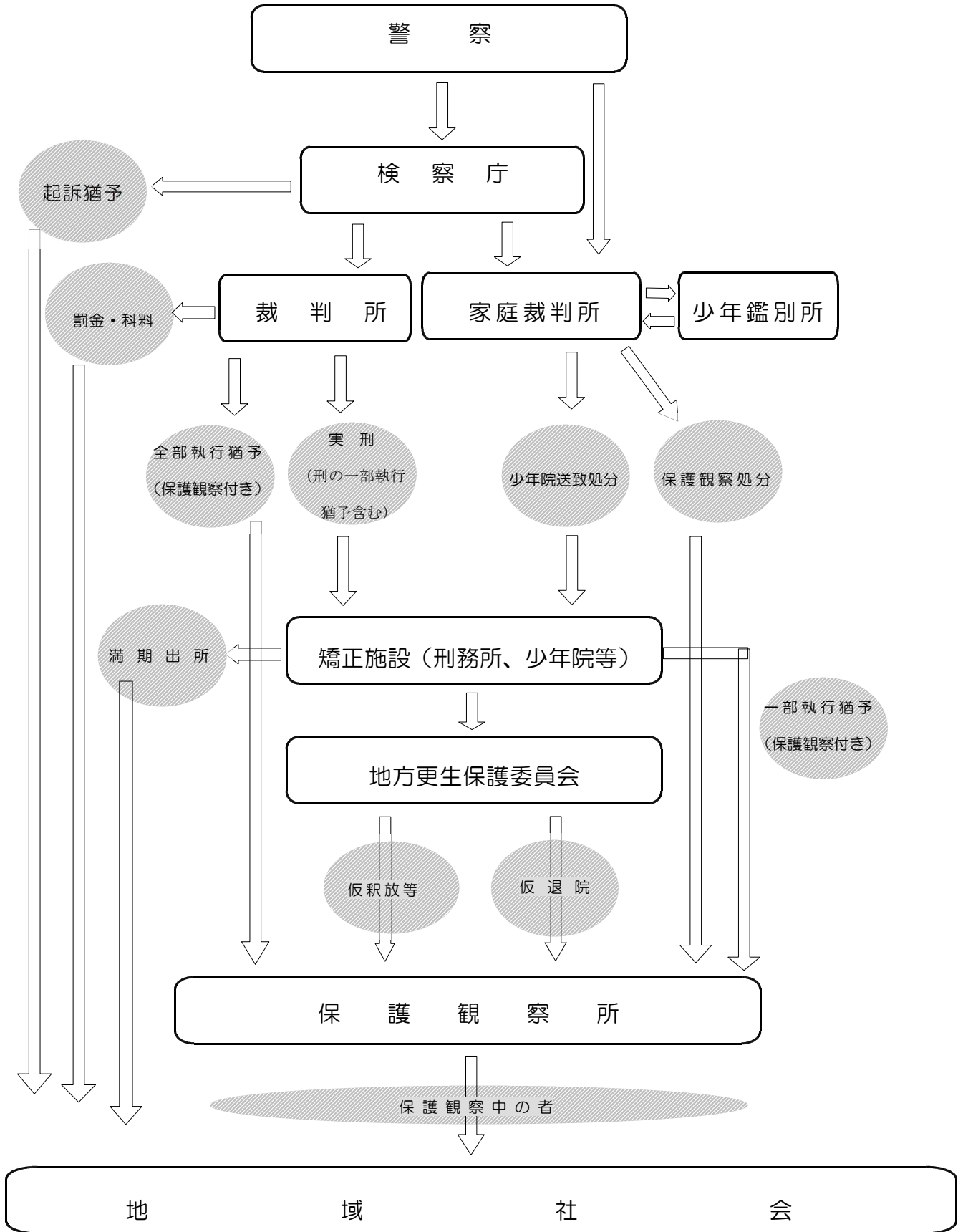
具体的には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者で、かつ、支援が必要な者（以下「犯罪をした者等」という。）を指します。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律案に対する付帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること

【刑事司法手続きの流れ】



※ 犯罪をした者等は●のいずれかを経由して地域社会に戻った者が該当します。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 県内の再犯防止対象者数

令和元年の福島県内における犯罪をした者等は1,859人でした。

その内訳は、①満期出所者で県内帰住希望だった者42人、②保護観察の審判を受けた者623人（保護観察の処分を受けた非行少年【1号観察】174人、少年院からの仮退院者【2号観察】38人、刑務所からの仮釈放者【3号観察】197人、執行猶予者【4号観察】214人）、③犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者（起訴猶予者）1,194人となっています。

2 県内の再犯者率・再入者率の状況

令和元年の福島県内の刑法犯検挙者2,231人のうち、再犯者は1,147人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は51.4%となっています。

また、令和元年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑事施設」という。）に入所した新受刑者のうち、犯行時に居住地が福島県であった者は180人でしたが、このうち、刑事施設への入所度数が2度以上の再入者は107人となっており、新受刑者に占める再入者者の割合（再入者率）は59.4%となっています。

3 再入者の状況

令和元年に刑事施設に入所した者（犯行時に居住地が福島県であった者）180人のうち、主な罪名別、年齢別、性別、犯行時の職業別の入所者数、再入者数及び再入者率については、次のとおりです。

〈罪名〉 覚醒剤	42人	再入者32人	再入者率76.2%
性犯罪	3人	再入者 3人	再入者率100%
傷害・暴行	13人	再入者 7人	再入者率53.9%
窃盗	63人	再入者42人	再入者率66.7%

〈年齢別〉	65歳以上	31人	再入者21人	再入者率67.7%
	65歳未満	149人	再入者86人	再入者率57.8%
〈性別〉	男性	164人	再入者99人	再入者率60.4%
	女性	16人	再入者8人	再入者率50%

〈犯行時の就業状況〉

仕事有り	67人	再入者41人	再入者率61.2%
無職	113人	再入者66人	再入者率58.4%

【参考】平成30年中

仕事有り	83人	再入者39人	再入者率47.0%
無職	110人	再入者64人	再入者率58.2%

※ 全国的な統計を見ると、仕事有りの者よりも無職の者の再入者率が高い傾向にあるが、令和元年中の福島県は例外的に仕事有りの者の再入者率が高くなった。平成30年中の統計では無職の者の再入者率が高かった。

このような統計から、本県では覚醒剤や窃盗の入所者、65歳以上の入所者における再入所者数・再入者率が高い傾向にあることが明らかになりました。

4 子どもの非行状況

令和元年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時に居住地が福島県である者は8人（男性8人、女性0人）です。原因となった非行は窃盗が2人で25%、詐欺が2人で25%、横領・背任が1人で12.5%、無免許過失致傷が1人で12.5%、道路交通法違反が1人で12.5%、その他が1人で12.5%となっています。

また、非行時の身上については、保護観察中の者が8人中のうち4人で50%となっています。

福島県では、このような現状を踏まえた上で、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することとします。

第3章 計画の基本方針と施策体系

1 基本方針

犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会の一員とすることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止推進施策を総合的に推進すること。

2 施策体系

基本方針に基づいて実施する施策の体系を次のとおりとします。

I 支援実施機関（国、市町村、民間団体）との連携強化

- 1 再犯防止推進協議会の設置による関係機関・団体等との連携強化

II 支援制度の活用促進

- 1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援
- 2 就労の確保に向けた支援
- 3 住居の確保に向けた支援
- 4 保健医療・福祉サービスに関する支援
- 5 学校や地域社会において再び学ぶための支援
- 6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進

III 支援協力者の育成・確保

- 1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

- 1 広報啓発の推進

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【参考】国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

（5つの基本方針）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

（7つの重点課題）

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4章 施策の内容

I 支援実施機関（国、市町村、民間団体）との連携強化

1 再犯防止推進協議会の設置による関係機関・団体等との連携強化

(1) 現状と課題

【現状】

- ・ 犯罪をした者等に対する更生保護などの支援は、国が関係機関や民間団体と連携した就労支援や住居の確保、福祉サービスへのつなぎ等、各種の社会復帰支援のための取組を実施しています。
- ・ 刑務所や保護観察所では、高齢又は障がい者、住居不安定な刑務所出所者等を福祉的支援につなげる「出口支援」を実施しており、検察庁では、保護観察所等と連携して、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者）のうち、高齢、障がい又は住居不安定などの理由により支援を行うことが適当と認められる者を福祉的支援につなげる「入口支援」を実施しています。（P.20、44参照）
- ・ 保護観察所では、特別調整（※1）対象者を選定する関係機関連絡会議、薬物依存者に関する地域支援連絡協議会などの個別案件に関するケース会議を開催し、関係機関と連携しています。
- ・ 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助推進協議会を開催し、関係各機関との連携の在り方、心理的援助ニーズの掘り起こし等を実施しています。

（※1）特別調整と一般調整

特別調整とは、刑事司法関係機関と保健医療福祉関係機関の連携の強化として、高齢であること、又は障がいを有する矯正施設入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の調整を行うこと。

一般調整は、帰住予定地は確保されていて特別調整には該当しないものの、高齢者又は障がいを有する者で、矯正施設出所後又は出院後に福祉サービス等の調整やその他社会復帰のための調整が必要な者に対して調整を行うもの。

【課題】

- 再犯防止に向けた取組をより効率的なものとするためには、刑事司法と医療・福祉と教育等の垣根を越えた連携が必要不可欠です。
- そのため、保護観察所、検察庁、警察、矯正施設などの刑事司法機関と薬物依存症対策実施機関、高齢者・障がい者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関及び学校等の教育機関などの関係者が緊密な情報交換を行い、関係機関同士のネットワーク化を促す「場」を定期的に設ける必要があります。

(2) 本県における具体的な取組

○ 国関係機関・団体等との連携【こども・青少年政策課】

刑事司法機関、就労支援機関、更生保護関係団体、福祉関係団体、学識経験者等で構成する福島県再犯防止推進協議会を定期的を開催し、国関係機関・団体等との意見交換や情報提供を行い、再犯防止のための取組を推進します。

○ 会議・研修への県職員の派遣【こども・青少年政策課】

市町村からの要請に応じて、県職員を市町村が主催する再犯防止推進に関する会議・研修に派遣することによって支援します。

○ 市町村に対する各種情報の提供【こども・青少年政策課】

福島県再犯防止推進計画に盛り込まれた施策・事業の推進を通じて得られた各種情報のうち、市町村における再犯防止推進に資するものについて、積極的に情報提供します。

II 支援制度の活用促進

1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援

(1) 現状と課題

【現状】

- ・ 地域社会での支援については、生活困窮者自立相談支援機関（※2）や地域包括支援センター、依存症対策の拠点病院などにおいて様々なメニューが設けられているものの、犯罪をした者等が支援策を知らないために、支援を受けられない場合があります。
- ・ また、相談に訪れた際に次々と別の担当部署を紹介されることで、支援を受けることをあきらめてしまう事例も全国的に発生しています。

（※2）生活困窮者自立相談支援機関（P.58参照）

生活困窮者自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援法に基づいて設置する支援機関のこと。福島県では、福祉事務所設置自治体である13市と、福島県社会福祉協議会が県北、県中、県南、会津、相双地域に設置した生活自立サポートセンターにおいて生活困窮者の自立支援に関する相談を受けている。

【課題】

- ・ 犯罪をした者等が抱えるいくつもの課題に対応できるよう、各種相談窓口を体系的に整理することが必要です。

(2) 本県における具体的な取組

○ 各種相談窓口の体系的整理【こども・青少年政策課】

犯罪をした者等が抱える様々な問題に対応するため、国、県、市町村、民間団体等が実施している各種相談事業を体系的に整理し、犯罪をした者等やその支援に当たる者が容易に把握することができるようホームページ等に掲載するなど周知します。

〈主な相談窓口〉

相談窓口名称	電話番号	相談内容
福島県内の各ハローワーク	別添資料3参照	職業相談・職業紹介
福島県就労支援事業者機構	024-573-4115	矯正施設出所者等の就労支援
コレワーク東北 (仙台矯正管区矯正就労支援情報センター室)	0120-29-5089	犯罪をした者等を受け入れる事業主と受刑者等とのマッチング
福島県地域生活定着支援センター	024-523-0102	自立した生活が困難な高齢者・障がい者への福祉的な支援
生活困窮者自立相談支援窓口	別添資料3参照	生活困窮者の自立支援
福島県障がい者110番	024-563-5110	障がいのある方や家族等からの相談
福島県発達障がい者支援センター	024-952-0351	発達障がい者への支援
福島県警察少年サポートセンター	024-522-2151	少年の非行問題等
法務少年支援センター福島 (福島少年鑑別所)	024-557-7020	非行・犯罪、問題行動の分析や指導方法の提案、心理相談
福島県薬務課	024-521-7233	薬物乱用に関する困りごと
福島県精神保健福祉センター	024-535-3556	依存症に関する相談
福島県暴力追放運動推進センター	024-572-6960	暴力団離脱支援

2 就労の確保に向けた支援

(1) 現状と課題

【現状】

- ・ 全国の統計を見ると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職でした。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。
- ・ 令和元年の福島県における保護観察終了時無職者数は56人であり、全体の22.5%を占めています。これは、保護観察対象者のうち、5人に1人は保護観察終了後の就労先が未定であることを示しています。
- ・ 協力雇用主の数は、福島県においても年々増加傾向にあり、令和元年の協力雇用主数は447社となりましたが、犯罪をした者等を雇用した

場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクへの不安から、実際の雇用につながっていないのが現状です。（上記協力雇用主のうち、刑務所出所者等を実際に雇用しているのは、いまだ10社にとどまっています。）

【課題】

- 犯罪をした者等に対する円滑な就労支援を実施することが必要です。
- 協力雇用主による雇用の増加を図ることが必要です。
- 雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身につけていないことで、働く中で様々な問題が生じ、早期に退職してしまう者も少なくないことから、就労の確保だけでなく、就労後の定着を図ることが必要です。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

- ◇ 仙台矯正管区 : 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
の就労支援

受刑者等の雇用を希望する事業主の雇用ニーズを踏まえた雇用情報の提供や採用手続等に関する各種サポートを実施しています。

また、ハローワーク（公共職業安定所）と連携した広域の就労支援を行っています。（P.39参照）

- ◇ 福島刑務所、福島保護観察所 : 刑務所出所者等総合的就労支援対策
法務省及び厚生労働省の連携によるハローワークでの職業相談・職業紹介、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。（P.39参照）

また、福島刑務所にハローワーク福島の就労支援ナビゲーターが駐在し、支援対象者に対する職業相談、職業紹介等を実施しています。

- ◇ 福島少年鑑別所（法務少年支援センター福島） : 相談支援

刑務所出所者、これらの者を雇う事業主等からの相談業務（問題行動の再発防止に関する助言等を通じた就労生活の安定に向けた支援等）を行っています。（P.46参照）

◇ 福島県更生保護就労支援事業所 : 更生保護就労支援事業

特定非営利活動法人福島県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する上記事業所において事業を実施するもので、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主への研修の実施等を行っています。
(P.40参照)

(3) 本県における具体的な取組

【直接的な支援】

○ 個々の実情に応じた就職相談・職業紹介【雇用労政課】

保護観察所、ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職相談・職業紹介を実施します。

○ 生活困窮者自立支援制度における支援等【社会福祉課】

生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口による就労支援を行い、生活困窮者の自立を図ります。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。

○ 福島県就労準備支援事業【社会福祉課】

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、勤労意欲が低いなどの理由で一般就労に向けた準備が整っていない中高年のひきこもりなどの方を始めとする生活困窮者に対して、関係機関等と連携しながら一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施します。

○ 障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進【雇用労政課】

福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就職面接会において、障がい者雇用を促進します。

○ 児童自立支援施設入所児童自立支援事業【児童家庭課】

児童自立支援施設に措置されている児童のうち、普通自動車運転免許の所持を要件とする企業等への就職により退所が見込まれる児童であっ

て、保護者からの経済的援助が見込まれず、費用負担が困難な児童に対し、費用の一部を助成します。

- 福島県暴力団社会復帰対策協議会による就労支援事業【警察本部】
暴力団離脱者から就労支援に関する相談を受理した際、福島県暴力団社会復帰対策協議会に加盟する受入企業に就労をあっせんします。
- 社会復帰アドバイザーの運用【警察本部】
暴力団離脱希望者からの就労支援に関する相談に対応します。

【間接的な支援】

- 建設工事競争入札参加資格審査での優遇措置【入札監理課】
建設工事競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を積極的に雇用した協力雇用主に加点する制度の導入に向けた検討を行います。
- シルバー人材センター事業の普及促進等【雇用労政課】
シルバー人材センター事業の普及を促進するとともに、シニア就業開拓等を通し、働く意欲のある未就業高齢者の就業促進を図ります。
- 障がい者雇用推進企業等登録制度の活用【雇用労政課】
県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優先的に取り扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進します。
- ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業【私学・法人課】
進路アドバイザーを県内各地域に配置して各私立高等学校や私立専修学校（高等課程）と連携を図ることにより、就職を希望する生徒の職業生活の向上や生活基盤の安定を支援します。
- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察本部】
福島県警察少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。
- 福島県暴力追放運動推進センター等との連携【警察本部】
福島県暴力追放運動推進センター、福島県暴力団社会復帰対策協議会等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。

3 住居の確保に向けた支援

(1) 現状と課題

【現状】

- 全国の統計を見ると、刑務所満期出所者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、また、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。
- 本県では、令和元年中に県内の刑事施設を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な居住先を確保できずに出所した者が20.6%を占めています。
- 国や国の関係機関が運営している更生保護施設や自立準備ホームは、犯罪をした者等のシェルターとして大きな役割を果たしていますが、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。

犯罪をした者等の中には、連帯保証人を得ることが困難であるなどの理由により適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

- 矯正施設（刑務所等）を退所した高齢者や障がい者のうち、地域社会に復帰するための支援とうまくつながることができず、身寄りがなく住むところに困っていたり、どこに相談したらよいのか分からず、再び罪を犯して矯正施設に再入所する人が増加しています。

地域生活定着支援センターでは、これらの者（特別調整対象者）が必要な福祉サービスが利用できるよう支援を行い、地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートしています。

【課題】

- 適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止の観点からも重要であることから、公営住宅への入居の促進、住宅給付金制度や一時生活支援事業等の充実などを図る必要があります。
- 高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な方の居住の場の確保に

関しては、地域生活定着支援センターと市町村・福祉関係機関等が連携をさらに強化していく必要があります。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

- ◇ 更生保護法人至道会 : 犯罪をした者等の受入、社会復帰支援

福島市に所在する更生保護法人至道会は、保護観察所からの委託により、住居がないなどの理由で、犯罪等をした者等で、自立した生活を送ることが難しい者を一定期間保護し、その円滑な社会復帰を助けることで再犯防止に寄与しています。(P.41参照)

- ◇ 福島自立更生促進センター : 居住支援、更生支援

福島自立更生促進センターは福島保護観察所のある福島法務合同庁舎敷地内に設置され、福島自立更生促進センター専従の保護観察官のほか、福島保護観察所勤務の保護観察官その他の職員が刑事施設出所者等の犯罪性に応じた専門的な処遇と手厚い就労支援を含む環境調整を実施しています。(P.41参照)

- ◇ 県内のNPO法人(特定非営利活動法人) : 居住支援、更生支援

県内には、犯罪をした者等を含めた生活困窮者のうち、特に居住地の確保に問題を抱えている方への支援を積極的に実施している団体があります。(P.42参照)

(3) 本県における具体的な取組

【直接的な支援】

- 生活困窮者自立支援制度に基づく居住確保支援、一時生活支援事業【社会福祉課】

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を創設します。(生活困窮者自立相談支援機関についてはP.12を参照のこと)

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、居住確保支援として、再就職のために居住の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。また、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

- 地域生活定着支援センターによる入居調整【社会福祉課】
矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がい者に対して、地域生活定着支援センターが市町村や福祉関係機関と連携し、社会福祉施設への入所調整などを実施します。
- 児童自立支援施設を退所する者に対する支援【児童家庭課】
社会的自立を支援するため、児童自立支援施設を退所した者のうち大学等に進学する者で支援が必要と認められる者に対し、転居に必要な費用や生活費等を支給します。
- 公営住宅への入居における配慮【建築住宅課】
住居に困窮している状況や地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の県営住宅への入居に対する配慮の必要性について検討します。

【間接的な支援】

- セーフティネット住宅の供給促進【建築住宅課】
国の住宅セーフティネット制度を活用し、セーフティネット住宅の供給を促進します。

4 保健医療・福祉サービスに関する支援

(1) 現状と課題

【現状】

- ・ 全国の統計を見ると、高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。
- ・ 福島刑務所における「高齢受刑者（65歳以上）」の推移を見ると、平成26年が129名、平成28年が132名、平成30年が139名、令和元年が151名となっており、年々増加傾向にあることが分かります。

- 発達障がいを持つ者の中には、本来支援を必要とする程度の発達障がい等を有していても、成育の過程で適切な支援を受けることができずに、罪を犯してから刑事司法機関でその発達障がい等を発見される者がおり、このような者がうまく社会適応できずに再犯につながるケースが見られます。
- 矯正施設（刑務所等）を退所した高齢者や障がい者のうち、地域社会に復帰するための支援とうまくつながることができず、身寄りがなく住むところや食べ物に困っていたり、どこに相談したらよいのか分からず、再び罪を犯して矯正施設に再入所する人が増加しています。

地域生活定着支援センターでは、これらの者（特別調整対象者）が必要な福祉サービスが利用できるよう支援を行い、地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートしています。

【課題】

- 矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターと市町村及び福祉関係機関が連携を強化して必要な調整を行う取組を推進していくことが必要です。
- 刑務所等出所者の受入施設等の確保・開拓を推進していくことが必要です。
- 起訴猶予者や満期出所者等を必要な福祉的支援に結び付けることが犯罪等の常習化を防ぐために必要です。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

◇ 福島刑務所等 : 出口支援

矯正施設出所者に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者のうち、福祉的支援を必要とする高齢者又は障がいのある人等が、矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用することができるようにするため、矯正施設に社会福祉資格を有する福祉専門職員の配置を行っているほか、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携し、必要な調整を行い、出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。

◇ 福島地方検察庁 : 入口支援

保護観察所等と連携して、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者）のうち、高齢、障がい又は住居不安定などの理由により支援を行うことが適当と認められる者を福祉的支援につなげる取組（入口支援）を実施しています。（P.44参照）

◇ 福島保護観察所 ： 特別調整対象者選定に関する連携

保護観察所では、特別調整対象者を選定する関係機関連絡会議を開催するなどして関係機関と連携しています。（特別調整についてはP.10を参照のこと）

（3） 本県における具体的な取組

【直接的な支援】

○ 地域生活定着支援センターによる定着支援【社会福祉課】

地域生活定着支援センターにおいて、福祉サービスの実施主体である市町村を始め、地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業所、地域の福祉施設等と連携して、居住の場の確保や各種福祉サービスの利用を支援し、地域生活への復帰・定着を推進します。

○ 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業【社会福祉課】（再掲）

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を創設します。

また、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

○ 生活困窮者自立相談支援機関による支援【社会福祉課】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、就労支援や家計改善など自立支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図ります。（生活困窮者自立相談支援機関についてはP.12、58を参照のこと）

○ 日常生活自立支援事業【社会福祉課】

認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等

の預かりサービスを行うもので、窓口となる社会福祉協議会に対し、事務経費の一部を補助します。

○ 認知症疾患医療センター運営事業【高齢福祉課】

認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談、地域連携推進等を行う認知症疾患医療センターを運営します。

○ 地域への円滑な移行と安心できる生活への支援【障がい福祉課】

地域生活支援部会において市町村の協議会の活動を支援し、施設等に入所、入院している障がいのある方の地域生活への円滑な移行及び定着を支援します。

○ 発達障がい者への支援【児童家庭課】

7圏域（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき地域）に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい者支援センターと連携して、発達障がい者の支援に当たるとともに、市町村の支援体制づくりへの助言等を行います。

○ 多様な相談機関の活動促進【障がい福祉課】

保健所において県民の心の健康や精神疾患に関する相談に対応します。

【間接的な支援】

○ 各種会議での周知【社会福祉課】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、県の再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。

○ 社会福祉施設等を対象とした研修会の開催【社会福祉課】

地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設を退所した高齢者や障がい者の受け入れ先となる社会福祉施設等を対象とした研修会を開催し、受け入れ先の理解促進を図ります。

○ 福島県認知症施策推進事業【高齢福祉課】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の多くの人に関わりながら認知症の人やその家族をサポートする体制の構築・強化に向けて認知症施策を総合的に推進します。

○ 成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援【高齢福祉課】

成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワーク及び中

核機関を設置しようとする市町村に対し、社会福祉士等の専門職を派遣し、設置等に向けた相談対応や助言等の支援を行います。また、成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、資質の向上を図るための研修を実施します。

5 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(1) 現状と課題

【現状】

- ・ 全国の統計を見ると、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

- ・ 本県では少年院から出院した保護観察対象者が過去5年間で約130人いますが、そのうち高校に進学あるいは中退せずに残った者の数はわずかに3人に過ぎませんでした。

この統計から、矯正施設から出所した少年が学びの場に戻ることに困難であるかが明らかです。

- ・ 学校や地域における非行の未然防止に向けた取組、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でない現状にあります。

【課題】

- ・ 本県の将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるだけでなく、少年がその取り巻く環境に起因した非行を繰り返さないようにする必要があります。

そのためには、周囲の環境から影響を受けやすい少年の特性等を十分に考慮した支援を社会全体で推進する必要があります。

- ・ 公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする必要があります。

- ・ 非行等に至る過程で又は非行等を原因として高等学校を中退する者が多く、これらの少年を適切に学びの場に戻す必要があります。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

◇ 東北少年院 : 修学支援

東北少年院では、高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、宮城県内の大学からも受験指導に係る教科指導の協力を受けています。また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々と交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。(P.46参照)

◇ 福島少年鑑別所 : 法務少年支援センター福島の再犯・再非行防止支援

少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、誰でも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に応じています。(P.46参照)

(3) 本県における具体的な取組

【直接的な支援】

○ 福島県警察本部における相談対応【警察本部】

県民サービス課の少年相談専門員や福島県警察少年サポートセンターの少年警察補導員等が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年やその保護者等からの相談に対応します。

○ 福島県子どもの学習支援事業【社会福祉課】

貧困の世代間の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金【児童家庭課】

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行います(修

学資金、就学支度資金等)。

- 児童自立支援施設を退所する者に対する支援（再掲）【児童家庭課】

触法により児童自立支援施設等に措置された者も含め、社会的自立を支援するため、児童自立支援施設を退所した者のうち大学等に進学する者で支援が必要と認められる者に対し、転居に必要な費用や生活費等を支給します。
- 高等学校等就学支援金【教育庁】

県立高等学校の生徒に、授業料に充てるための就学支援金を支給し、経済的負担を軽減することにより、教育の機会均等を図ります。
- 高等学校奨学資金給付事業【教育庁、私学・法人課】

低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学資金を給付します。
- 私立高等学校就学支援事業【私学・法人課】

経済的な理由により修学が困難な生徒に対して私立高等学校が授業料を免除した場合、その減免額を学校に助成して生徒の修学機会の確保を図ります。
- 「学び直しの場」の確保【生涯学習課、教育庁】

定時制・通信制高校等に関する情報提供や夜間中学の調査研究・市町村における設置の促進や生涯学習の機会に関する情報提供など、学び直しの場を確保するための取組を実施します。
- 支援制度の活用促進【こども・青少年政策課】

子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう様々な支援制度を活用してもらうための取組として、支援情報をまとめたウェブサイトを公開したり、同内容をまとめた冊子を配布するなど県民への周知を図ります。
- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察本部】

福島県警察少年サポートセンターを中心に、ボランティア等を通じて居場所づくり活動の一環として農業体験活動、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動を実施します。

【間接的な支援】

- スクールカウンセラーの配置【教育庁、私学・法人課】

県立高等学校・中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。

私立学校に対し、教育改革特別補助事業等の活用によりカウンセラーの配置を支援します。

○ 少年警察補導員による街頭補導活動、相談活動【警察本部】

少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年警察補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。

○ 問題行動を起こす子ども等への指導や支援【教育庁、私学・法人課】

学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導アドバイザー派遣事業により県立高等学校・小中学校に生徒指導アドバイザーを派遣し、問題行動を起こす子ども等への指導や支援の在り方について助言します。

各私立学校に対しても、事例の周知を推進します。

○ 法務少年支援センター福島（福島少年鑑別所）との連携【児童家庭課、警察本部】

法務少年支援センター福島（福島少年鑑別所）と連携しながら、児童相談所や少年サポートセンターにおける相談支援の充実を図ります。

○ 修学の継続に向けた必要な配慮【教育庁、私学・法人課】

通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合において、矯正施設と連携し、必要に応じて個別のケース会議を開催するなど、修学の継続に向けた必要な配慮を行います。

○ 退園後のアフターケア【児童家庭課】

児童自立支援施設を退園後1年以内に児童の自立状況の確認及び関係機関と連携して訪問、通所、通信等により指導を行い、自立支援を図ります。

6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進

(1) 現状と課題

【現状】

- 本県の平成30年中の覚醒剤事犯検挙者数は101人(前年比+5人)と

微増し、5年ぶりに宮城県を抜いて東北ワースト1位となりました。

また、大麻事犯検挙者数は平成26年から増加に転じており、13人(±0人)となっています。

- 執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主には初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、早期回復の見込みが高い一方で、国の「薬物依存回復プログラム」の受講が義務づけられていないことから、対象者が自発的にプログラムを受講しない場合、薬物依存症の治療・支援に確実につなげることが難しいのが現状です。
- 薬物依存症以外にも、アルコール、ギャンブル、万引き等の依存症に起因する犯罪の発生が懸念されています。
- ストーカー、DV、性犯罪、児童虐待を行った者や暴力団関係者に対し、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要ですが、その一方で対象者の特性やニーズを的確に把握するアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体の連携、それによる指導・支援の一貫性・継続性が十分とはいえない状況にあります。

【課題】

- 薬物依存症は何らかのトラブルが発生するまで自らの意思で治療・支援を求めない傾向があるため、治療を始めるには家族や知人など本人以外から治療・支援機関につなぐ必要があります。
- 薬物依存症以外にも、アルコール、ギャンブル、万引き等の依存症への対応を推進する必要があります。
- ストーカー・DV・児童虐待への対応については、被害者に対する支援はもちろんのことですが、加害者に対しても、カウンセリングや精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクの軽減を図る必要があります。
- 子どもに対する暴力的性犯罪で服役して出所した者への対応については、所在確認及び面接（必要に応じて）を実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図る必要があります。

- ・ 暴力団離脱希望者が社会から受け入れられず、再度暴力団に戻ることを防止するため、継続的な支援を実施する必要があります。

3 国関係機関、民間団体等の取組

◇ 福島保護観察所 : 薬物対象者に対する回復支援

保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取組みを行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。

(P.45参照)

◇ 福島刑務所 : 薬物依存離脱指導

福島刑務所では、特別改善指導の一環として、再使用に至らないための知識及びスキルの習得等についての指導を実施しています。(P.46参照)

◇ 福島少年鑑別所 : 法務少年支援センター福島の再犯・再非行防止支援

福島市にある福島少年鑑別所は、法務少年支援センター福島として、少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、誰でも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に応じています。(P.46参照)

(3) 本県における具体的な取組

【直接的な支援】

○ 薬物関連問題相談事業【薬務課】

薬物乱用者・依存症者やその家族等からの相談に精神科医や回復施設スタッフなどの専門家が対応します。

○ 再乱用防止対策に関する情報提供【警察本部】

薬物事犯者で執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族に対し、薬物の危険性、影響等を記載したパンフレット等を配付・貸与することにより薬物乱用防止に関する情報を提供します。

- 依存症対策の推進【障がい福祉課】
精神保健福祉センターを相談拠点に指定し、依存症相談員を配置し、依存症に対する相談支援や思春期の相談に対応します。また、医療機関における依存症治療を推進するため、治療拠点の設置及び専門治療機関の設置を推進します。
- ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療との連携【警察本部】
ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 児童虐待を行った保護者に対するカウンセリング【児童家庭課】
児童虐待を行った保護者に対する精神医等によるカウンセリングを行います。
- 子ども対象・暴力的性犯罪出所者による再犯防止措置【警察本部】
13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 出所通知制度による継続的な支援【警察本部】
刑務所内で組織離脱した者に対して、出所後に管轄警察署担当者が面接し、現況確認を行うなど、継続的な支援を実施します。

【間接的な支援】

- 薬物乱用対策推進本部による薬物乱用対策の推進【薬務課】
県、関係機関等で構成する薬物乱用対策推進本部を設置し、毎年度策定する薬物乱用対策実施要綱に基づく事業を実施します。
- 依存症相談拠点が実施する研修会【障がい福祉課】
精神保健福祉センターが、地域において依存症相談に従事する医療・司法・福祉・保健・行政機関の職員に対して、専門医による講演、具体的な対応（家族向け：CRAFT（※3）、本人向け：SMARPP（※4）、SAT-G（※5））プログラムの紹介など研修を行います。

(※3) CRAFT (クラフト) : Community Reinforcement And Family Training

(コミュニティ強化法と家族トレーニング)

飲酒問題や薬物問題に悩む家族のためにアメリカで開発された認知行動療法のプログラム。本人との対立を招かずに、本人に治療を勧める方法を学ぶことと家族自身がコミュニケーションの仕方と変えることで、今よりも楽になることを目指す。

(※4) SMARPP (スマーブ) : Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program

(せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム)

神奈川県立精神医療センターのせりがや病院にて開発された認知行動療法。精神刺激薬である覚醒剤などの薬物依存症を主な対象とし認知行動療法の志向をもつ外来の治療プログラム。

(※5) SAT-G (サット・ジー)

Shimane-matsugaoka Addiction recovery Training program for Gambling disorder

島根県精神保健福祉センターが開発した認知行動療法。ギャンブル依存症回復プログラム(5回)をギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願う方を対象に、グループで実施する。なお、少人数で短期間のライトコース(3回)もある。

- 依存症者の支援に関わるスタッフのネットワーク体制【障がい福祉課】
精神保健福祉センターにおける依存症相談拠点の事業として、依存症者への支援を地域で支えるネットワークづくりの構築を推進します。
- 児童相談所のペアレントプログラム【児童家庭課】
児童虐待を行った保護者に対して、精神科医のカウンセリングや子どもへの関わり方の研修を実施します。
- 更生プログラムにおける講義【警察本部】
福島刑務所の取組である「特別改善指導」において、暴力団離脱希望者に対し、離脱支援、社会復帰等に関する講義を実施します。

III 支援協力者の育成・確保

1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

(1) 現状と課題

【現状】

- 犯罪をした者等の社会復帰に当たっては、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である「保護司」が、無給の民間ボランティアとして支援をしています。具体的には「保護観察」や「生活環境の調整」などの支援を行っています。
- 福島県では、令和元年中における保護司の定員に対する充足率が92.3%となっておりますが、近年全国的な傾向として、保護司の高齢化と後任者不足が懸念されています。
- 保護司以外にも、更生保護女性連盟やBBS連盟、少年警察ボランティアといった民間ボランティアが、犯罪を犯した者等の立ち直りのために活動していますが、やはり高齢化と後任者不足が懸念されています。

【課題】

- 福島県における再犯防止の推進については、保護司を始めとした民間協力者の活動に大きく支えられています。国等の関係機関との連携はもちろん、これら民間団体への表彰や民間団体の取組紹介等を行うなどの支援を実施していくことが必要です。
- 更生保護に関わるボランティアの高齢化と後任者不足解消のため、会員の増強、特に若い世代の確保に資する取組を実施する必要があります。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

◇ 保護司会（P.47参照）

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた更生保護ボランティアであり、その活動団体として組織化するように定められています。保護区ごとに組織化された地区保護司会及びその県の連合組織として福島県保護司会連合会があります。

◇ 更生保護女性会（P.48参照）

更生保護施設へのサポート活動、子育て支援活動など、幅広い活動を展開し、犯罪や非行防止と犯罪をした者等の立ち直り支援を行うボランティア団体です。

◇ BBS会（P.48参照）

様々な問題を抱える少年に対し、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるように支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

◇ 更生保護法人福島県更生保護協会（P.48参照）

犯罪をした者等への一時的な生活資金援助を行う一時保護事業、県内更生保護関係団体に対する活動資金の助成、身元保証制度、更生保護についての広報啓発活動や研修等の支援を行っています。

◇ 更生保護法人至道会（P.41参照）

更生保護施設至道会を運営し、帰住先のない犯罪をした者等に対して同施設において一時的な住居を提供しています。

◇ 特定非営利法人福島県就労支援事業者機構（P.40参照）

犯罪をした者等への就労支援などを実施しています。

◇ 福島県少年警察ボランティア連絡協議会

少年が健全に成長できるように支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すボランティア団体です。

◇ 福島刑務所篤志面接委員協議会（P.48参照）

受刑者に対する改善更生のための様々な相談・助言など面接活動等を実施しています。

◇ 福島県^{きょうかいし}教誨師会（P.49参照）

受刑者に対する本人の希望に基づく宗教上の儀式行事・教誨等を実施しています。

（3） 本県における具体的な取組

○ 少年補導員等育成事業【警察本部】

「非行少年を生まない社会づくり」を目指し地域社会が一体となって非行防止・少年の健全育成に取り組むことを目的として、少年警察ボランティアを委嘱し、その活動を支援するための事業を実施します。

- 保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの活動を促進するための啓発活動【こども・青少年政策課】

各種会議の場において、出席者に対して更生保護の意義・役割、更生保護ボランティア等の活動内容等について紹介し、地域住民の理解・協力、若い世代の活動への参加が推進されるよう広報・啓発に努めます。
- 会議・研修への県職員の派遣【こども・青少年政策課】

保護司等の民間ボランティアの会議・研修に県職員を講師として派遣することによって支援します。
- 民間ボランティアに対する各種情報の提供促進【こども・青少年政策課】

福島県再犯防止推進計画に盛り込まれた施策・事業の推進を通じて得られた各種情報のうち、民間ボランティアの活動に資するものについては、積極的に情報提供することとします。
- 建設工事競争入札参加資格審査での優遇措置（再掲）【入札監理課】

建設工事競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を積極的に雇用した協力雇用主に加算する制度の導入に向けた検討を行います。
- 少年警察ボランティア等への支援【警察本部】

少年補導員に対して報償費を支払うほか、活動用ベストやジャンパー等を支給するなどの支援を行います。

また、全国少年警察ボランティア協会が主催する研修会への参加機会の提供や、少年警察ボランティア関係団体が実施する研修会等に警察職員を講師として派遣する等の活動の支援を行います。
- 民生委員・児童委員の資質向上に資する研修の実施【社会福祉課】

経験年数の違いにより、階層別に研修を実施することで、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。
- 個人・団体に対する積極的な表彰の推進【こども・青少年政策課】

長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司や民間の個人・団体等を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図るとともに、その活動や意義が広く市民に共有されるように努めます。

IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

1 広報啓発の推進

(1) 現状と課題

【現状】

- 全国的に保護司の高齢化、保護司を始めとする民間ボランティアの減少、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっている現状にあります。

【課題】

- 犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。そのため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、様々な犯罪予防活動や啓発活動を推進する必要があります。

(2) 国関係機関、民間団体等の取組

- ◇ 国（法務省）： “社会を明るくする運動”

法務省では“社会を明るくする運動”等を通じて再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきましたが、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、本県においても県民の関心と理解を得にくく、運動が十分に認知されておらず、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても県民に十分に認知されているとはいえない現状にあります。（P.49参照）

(3) 本県における具体的な取組

- 人権教育開発事業【教育庁】

人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図ります。

- 保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア等の活動を促進するための啓発活動（再掲）【こども・青少年政策課】

各種会議の場において、出席者に対して更生保護の意義・役割、更生保護ボランティア等の活動内容等について紹介し、地域住民の理解・協力、若い世代の活動への参加が推進されるよう広報・啓発に努めます。
- 県内の大学等との連携【こども・青少年政策課】

県内の大学等が実施している更生保護に関する情報発信活動等と連携しながら、県民への広報を実施します。
- 再犯防止啓発月間中における広報活動の推進【こども・青少年政策課】

7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。
- 社会を明るくする運動への協力・支援【こども・青少年政策課】

犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される「社会を明るくする運動」の取組を支援します。
- 受入先に対する研修の実施【社会福祉課】

地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設を退所した高齢者や障がい者の受入先となる社会福祉施設等を対象とした研修会を開催し、受け入れ先の理解促進を図ります。
- アディクションフォーラムの開催【薬務課・障がい福祉課】

依存症は、本人だけの問題ではなく、本人の家族や周りの人をも巻き込むことから、依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、依存症の正しい理解を図るために県民に向けた啓発事業を推進します。
- 人権啓発事業での啓発及び少年補導員の活動紹介【男女共生課、警察本部】

県で行う人権啓発事業の中で、法務省作成の「人権の擁護」等のパンフレットを配布し、あらゆる人（犯罪や非行をした者等を含む）に対する偏見や差別意識を解消させるための広報・啓発を推進します。

福島県警察本部では、各種行事の開催の広報等を通じて少年補導員等の活動を紹介します。

資料編

資料 1	国関係機関・民間団体等の取組紹介	38
------	------------------	----

● 就労の確保

- 仙台矯正管区 39
矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
- 福島刑務所、福島保護観察所 39
刑務所出所者等総合的就労支援
- 福島県更生保護就労支援事業所 40
更生保護就労支援事業
- 東北少年院 40
就労支援

● 住居の確保

- 更生保護施設 至道会 41
- 福島自立更生促進センター 41
- NPO法人 体験型未来づくりネット 42

● 保健医療・福祉サービス等の充実

- 福島県地域生活定着支援センター 43
矯正施設を退所した障がい者や高齢者と福祉サービス、事業所をつなぐ取組
- 福島刑務所 44
福祉サービス提供のための支援
- 福島地方検察庁 44
検察庁における社会復帰支援

● 薬物依存症対策の推進

○ 福島保護観察所	・・・・・・・・・・・・・・・・	45
薬物対象者に対する回復支援等		
○ 福島刑務所	・・・・・・・・・・・・・・・・	46
薬物依存離脱指導		
● 少年再非行の防止、犯罪の特性に応じた支援の推進		
○ 東北少年院	・・・・・・・・・・・・・・・・	46
修学支援		
○ 福島少年鑑別所	・・・・・・・・・・・・・・・・	46
法務少年支援センター福島による再犯・再非行防止支援		
● 民間協力者の活動促進と広報・啓発の推進		
○ 保護司会、更生保護女性会	・・・・・・・・・・・・・・・・	47
BBS会、更生保護法人更生保護協会	・・・・・・・・・・・・・・・・	48
篤志面接員	・・・・・・・・・・・・・・・・	48
教誨師	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
○ 社会を明るくする運動	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
○ 福島大学	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
Twitterを利用した情報発信活動		

資料2	計画の推進体制、策定経緯	・・・・・・・・・・・・・・・・	51
------------	--------------	------------------	----

資料3	支援機関等連絡先一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・	55
------------	------------	------------------	----

国関係機関・民間団体等の

取組紹介

●就労の確保

【国の取組紹介】 仙台矯正管区

矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援

保護観察終了時における無職者の再犯率は、有職者に比べて約3倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れてくださる事業主と受刑者等をつないでいけるような取組を行っています。

（1）雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

（2）採用手続支援サービス

- 求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供
- 採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整

（3）就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

【国等の取組紹介】 福島刑務所、福島保護観察所、福島県更生保護就労支援事業所

1 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省と厚生労働省が、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、平成18年度から開始している取組であり、公共職業安定所と矯正施設が連携して、矯正施設在所者に対する職業相談・職業紹介、事業主との採用面接、職業講話等を実施し、本人の希望や適正等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察所では就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

2 更生保護就労支援事業

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。福島県では現在、特定非営利活動法人福島県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する福島県更生保護就労支援事業所が事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

福島県内では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援に加え、サテライトサポートセンター就労支援員による支援活動という一連の支援を、福島保護観察所と福島県更生保護就労支援事業所が相互の役割分担のもと連携して行っています。

3 その他の就労支援

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。

【国の取組紹介】東北少年院

就 労 支 援

在院者に対して専門的な職業指導（電気工事科、自動車整備科、溶接科など）を行い、高度で実践的な知識、技能を付与し、多くの資格を取得させています。これを出院後の生活に生かすため、特に就労支援に力を入れており、在院中に採用内定を得られるよう努めています。この取組は、ハローワークの担当者、キャリアカウンセラー、民間企業の方々等の御協力をいただきながら推進しています。採用内定をいただいた場合には、在院中に職場見学や職場体験などを行うこともあり、出院後の就労生活に向けた動機付けや不安の払しょくに資する取組を行っています。

●住居の確保

【国関係団体の取組紹介】

1 更生保護施設 至道会

更生保護法人至道会が運営する更生保護施設至道会は、法務大臣の認可を受け、刑務所出所者等のうち頼るべき身寄りがいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供をする民間の施設です。

具体的には、保護観察所からの委託により、身寄りがいない、住居がないなどの理由で自立した生活を送ることが難しい者を一定期間保護し、その円滑な社会復帰を助けることで再犯防止に寄与しています。

刑務所から出所し、新たな人生にかけようと誓いながらも、行き場のない人たちがいます。更生保護施設は、このような人たちを保護し、自立更生のために必要な指導援護（処遇）を行うための専門施設であり、犯罪のない明るい社会を目指す、地域の拠点でもあります。

更生保護法人至道会の収容人員は男性16名、女性8名の24名です。平成29年6月に新施設での運営を開始してから女性を受け入れています。令和元年の女性入所者は延べ21名で、内訳は、保護観察対象者11名（うち一部猶予者1名）更生緊急保護対象者10名です。

高齢・障がいの特別処遇対象者を受け入れる指定更生保護施設でもあり、令和元年に入所した特別処遇対象者は15名です。

また、地域の人が利用できる地域交流室を設けるなど地域社会とのつながりを大切にしています。

2 福島自立更生促進センター

自立更生センターは、保護観察所に設置される宿泊施設であり、刑務所を仮釈放された人等を受け入れ、そこに宿泊させながら、保護観察官が直接、濃密な指導や援助を実施することにより、入所者の自立更生を促進し、円滑な社会復帰につなげ、これらの人が再犯に至るのを防止することを目的としています。

福島自立更生促進センターは福島保護観察所のある福島法務合同庁舎敷地内に設置され、福島自立更生促進センター専従の保護観察官のほか、福島保護観察所勤務の保護観察官その他の職員が刑事施設出所者等の犯罪性に応じた専門的な処遇と手厚い就労支援を含む環境調整などを実施しています。

運営のあり方については、地域住民の代表、学校関係者、有識者等で構成される第三者機関として「運営連絡会議」を定期的を開催し、入所者、センターの運営状

況、万が一の入所者中の者による地域での事故状況、退所後の再犯を含む状況等について情報公開を行い、運営状況に関して地域の方々等からのチェックを受けています。

また、センターでは地域住民等からの要望があれば、保護観察官が非行の防止等をテーマに学校等へ出張講義を行います。

また、センター入所者による地域の清掃活動等のボランティア活動や、センターの教室を地域の方々の会議・会合等のために解放するなどして、地域に貢献しています。

【お問い合わせ先】

更生保護施設至道会に関する問い合わせは、福島保護観察所まで

電話024-557-2656

福島自立更生促進センター 電話024-525-3200

【民間団体の取組紹介】

生活困窮者に対する居住支援等について
～NPO法人 体験型未来づくりネット～

NPO法人体験型未来づくりネットは、福島市内を中心として活動しているNPO法人です。主な活動内容は要配慮者（生活困窮者）の居住支援や就労支援、健康管理支援、生活相談支援です。

要配慮者（生活困窮者）の居住支援に関しては、病院退院後行き場のない方や刑務所を出所し更生保護施設退所後も行き場のない人などに対する支援も実施しております。

このような人たちは、高齢であったり、障がいを持っているといった事情だけでなく、頼るべき家族も親戚もないという事情から、働くことはおろか居住する場所を確保すること、食の安定供給さえも困難である人たちです。衣類・食事・住居全てに支援を必要としている人たちです。

当法人では、このような人たちが精神的にも身体的にも健全な生活を送ることができるよう衣・食・住のサポートをするだけでなく、様々な就労の場を確保して、精神、思考、視野の拡大などのモラルの向上サポートを基に順応性を身につけ、本人が尊重されることにより他人への敬意を会得し、本人が自立することができるようサポートしています。

高齢であることや障がいがあることにより、個々の仕事の能力や勤務可能時間、職種は限られることもありますが、このような人たちが衣・食・住の環境を整え、

就労の場を確保し、個人が尊重されることにより、立ち直り・自立が推進されるよう今後も取り組んでまいります。

最後に、私ども団体の活動についてご理解を深めていただき、活動の継続に当たり十分な施設設備の整備と運営資金の公的援助をお願いいたしたく皆様方にもご周知させていただきます。

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 体験型未来づくりネット

Email:miraik1538@gmail.com

URL:https://mirai-zukuri.jimdo.com

担当：西川（電話080-6050-8830）

●保健医療・福祉サービス等の充実

【県関係機関の取組紹介】

矯正施設を退所した障がい者や高齢者と福祉サービス、事業所をつなぐ取組について ～福島県地域生活定着支援センター～

1 現状

矯正施設（刑務所等）を退所した高齢者や障がい者の中には、地域社会に復帰するための支援とうまくつながることができずに、再び罪を犯して矯正施設に再入所する人が少なくありません。犯罪を繰り返す理由は様々ですが、退所後身寄りがなく住むところや食べ物に困っていたり、どこに相談したらよいかわからないというケースが見受けられます。

2 地域生活定着支援センターの活動

地域生活定着センターは、こうした人が地域での生活を歩み出すために、保護観察所と協働しながら必要な福祉サービス等が利用できるよう支援を行い、地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートするもので、平成21年より全国に設置が進められてきました。

福島県では平成24年3月に福島県社会福祉協議会内に設置され、支援対象者の帰住先の確保や福祉サービスの利用調整を行うコーディネート業務、フォローアップ、相談支援を行うなど、関係機関と協力しながら支援を行っています。

3 支援の事例

（1）支援の対象者

- ・ 高齢者、または身体・知的・精神障がいがあると認められること

- ・ 矯正施設退所後の住居がないこと
 - ・ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを利用することが必要であること
 - ・ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること
- 以上全てに該当する方

(2) 支援内容

- ・ コーディネート
保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービス等のニーズ確認、受入施設の斡旋や福祉サービス等に係る利用申請の支援等を行います。
- ・ フォローアップ
矯正施設から退所後、地域での生活が安定するまでの間、本人や受け入れた施設等に対して相談・助言等を行います。
- ・ 相談支援
矯正施設から退所した方の福祉サービス等の利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言等を行います。

【国の取組紹介】 福島刑務所

福祉サービス提供のための支援

法務省では、高齢受刑者や障がいのある受刑者を再犯防止のために福祉サービスの利用が必要な者として位置づけ、保護観察所や都道府県の地域生活定着支援センター等と連携して矯正施設出所者を福祉につなげる「特別調整」や、刑事施設在所中から福祉施設のサービスを試行的に体験させる制度などを推進しています。

受刑者の高齢化が進む中、福島刑務所においても、在所中に疾病・障がいが見れたりする者が多く、そうした者の社会復帰を促すために、特別調整の対象にならない高齢・疾病・障がい受刑者についても幅広く福祉的支援を行っており、疾病・障がいの程度や残った在所期間などの条件を考慮しながら、出所後に必要な福祉サービスや医療が提供されるよう、県や市町村等の行政、地域生活定着支援センター、福祉サービス機関等との連携を図っています。

【国の取組紹介】 福島地方検察庁

検察庁における社会復帰支援

検察庁では、犯罪の防止や罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら捜査・公判活動を行っており、その一環として、保護観察所等と連携して、

起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者）のうち、高齢、障がい又は住居不安定などの理由により支援を行うことが適当と認められる者を福祉的支援につなげる「入口支援」を実施しています。

また、社会復帰や再犯防止に関する取組以外にも、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案等へ対応するため、関係機関と協力しながら様々な取組を行っています。

●薬物依存症対策の推進

【国の取組紹介】 福島保護観察所

薬物対象者に対する回復支援等

保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取組みを行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。

本人に対する回復の中心になるのが個別又は集団で実施される薬物再乱用防止プログラムになります。同プログラムは依存性薬物の悪影響と依存症を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに断薬意志を持続させつつ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させることを目的としています。

また、保護観察所の処遇に加え、地域における必要な援助などを受けられるように警梯ダルクと連携し、薬物依存回復訓練を委託する取組みを進めています。

本人が依存症からの回復を図るには、その支え手になる家族等に対する支援も重要です。保護観察所では、毎年数回定期的に引受人会を開催し、家族等引受人に対して薬物依存に関する正しい知識の習得や本人に対する適切な関わり方を理解していただくよう努めています。何よりも、疲弊している家族等に少しでも元気になっていただきたいという思いで開催しています。

さらに重要なのが、地域の有効かつ緊密な連携体制整備です。平成27年11月に法務省及び厚生労働省の連名で「薬物依存のある刑務所出所等の支援に関する地域連携ガイドライン」が発出されましたが、これに基づき、福島県薬物事犯者地域支援連絡協議会を年1回開催しています。福島県精神保健福祉センターや保健所、医療機関など15機関・団体が集まり、情報交換その他を行い、地域において切れ目のない支援が受けられるように連携を強化しています。

この他、薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用して、薬物乱用

防止教室を開催するなど、薬物乱用の防止や回復支援に対する地域の理解促進のための広報啓発活動を実施しています。

【国の取組紹介】 福島刑務所

薬物依存離脱指導

法務省の施策として、刑事施設では平成18年から薬物依存を抱えている対象者に対して、再犯防止に向けた薬物依存離脱指導を行っています。福島刑務所においては、指導に当たって、グループワークやミーティングに民間自助団体の磐梯ダルク等からの参画を得て、連携して実施しています。

●少年再非行の防止、犯罪の特性に応じた支援の推進

【国の取組紹介】 東北少年院

修学支援

東北少年院では、高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、宮城県内の大学からも受験指導に係る教科指導の協力を受けています。また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々を交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。

【国の取組紹介】 福島少年鑑別所

法務少年支援センター福島による再犯・再非行防止支援について

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、観護の措置の決定が執られて収容している者に対して、観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の施設ですが、これに加えて、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

福島市にある福島少年鑑別所も、法務少年支援センター福島として、少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、誰でも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に応じています。

● 一般の方からの相談への対応

保護者や本人からの、非行、犯罪行為、親子関係に関する相談、刑務所出所者等を雇用した事業主や雇用された本人からの職場でのトラブルや交友関係に関する相談に対応

例： 「子どもが家から金銭を持ち出しており、どう対応したらよいか分からない。」「刑務所出所者等を初めて雇う場合の注意点」など

● 関係機関等との連携

- ・ 検察庁における入口支援への協力（主に知能検査や認知症検査の実施）
- ・ 福島自立更生促進センターでの入所者調査
- ・ 学校内で問題行動の見られる児童・生徒へのアセスメントやケース会議への参加
- ・ 学校を含む各関係機関からの依頼に基づく講演・研修会・法教育の実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会への参画

●民間協力者の活動促進と広報・啓発の推進

【国関係団体等の取組紹介】

1 保護司会（福島県保護司会連合会）

更生保護は、地域の中で行われるものであることから、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行わなければ効果がありません。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、給与が支給されないという点でボランティアの側面を有しています。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をしたり、刑事施設や少年院に入っている人が円滑に社会復帰できるよう生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動などにも取り組んでいます。

保護司は県内18の保護区に配属され、それぞれ地区保護司会を結成して、地域の更生保護活動に従事しています。県単位では福島県保護司会連合会が組織されており、各地区保護司会の活動を支えています。

2 更生保護女性会（福島県更生保護女性連盟）

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。大阪の池上雪枝さんが行くあてのない子供たちを自宅に預かり母親のように養った（池上感化院）ことが端緒とされ、1883年のことから実に140年近い長い歴史があり、困った人たちを「放っておけない魂」が現在に生き続けています。

家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援活動など、多様な活動を展開しており、こうした更生保護女性会の目的や活動を理解し、その趣旨に賛同する女性であれば、どなたでも参加することができます。県内には18地区の更生保護女性会があります。

3 BBS会（福島県BBS連盟）

「Big Brothers and Sisters Movement」の略で、非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

福島県BBS連盟は、昭和32年度に発足し、現在、福島、郡山、須賀川、会津若松、いわき北、白河の6つの地区会に90名の会員が集まり、それぞれ地域に根ざした特色ある活動（安達太良山清掃登山、尾瀬清掃登山、スキーのつどい、福島地区中学生弁論大会など）をしています。県内には6地区のBBS会があります。

4 更生保護法人福島県更生保護協会

福島県内における更生保護事業の健全な発展に寄与することを目的として、法務大臣の認可を得て設立された団体です。更生保護関係団体に助成し、円滑な活動の推進を図るとともに、更生保護について地域の方々へ理解を深めていただくための広報啓発活動を行っています。

5 篤志面接委員（福島刑務所篤志面接委員協議会）

受刑者等の抱える問題は複雑で多様であり、職員のみでは十分に対応することが困難な場合があることから、篤志面接委員の皆様に、受刑者等と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導等を行うことを依頼しています。助言指導の内容は、被収容者の精神的な悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々あります。

6 教誨師（福島県教誨師会）

国の機関である矯正施設が宗教活動を行うことは、憲法上許されていません。しかしながら、受刑者等の中には、信仰を持っている者や信仰を持とうとしている者が少なくないことから、受刑者等の希望に基づき、教誨師（民間の篤志宗教家）の皆様に宗教上の儀式や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼しております。

【国、民間ボランティア等の取組紹介】

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、法務省が主唱し、全国各地で毎年7月を「強調月間」として展開されています。

- 第70回“社会を明るくする運動”では、この運動が目指すこととして、
- （目標1）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
 - （目標2）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
- の2つを目標とし、また、この運動において力を入れて取り組むこととして、
- （1）犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
 - （2）保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
 - （3）犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
 - （4）民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
 - （5）犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

の5つを掲げて、同運動が展開されました。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、毎年7月を「再犯防止啓発月間」として、「再犯防止」について広く国民に対して理解を求め、啓発することとされています。

【お問い合わせ先】

福島保護観察所 電話024-534-2246

【国、民間ボランティア等の取組紹介】

福島大学刑事政策ゼミナールによる再犯防止の推進に関する情報発信

福島大学行政政策学類の刑事政策ゼミナール（担当教員：高橋有紀）では、犯罪や非行の背後にある地域の課題や犯罪や非行に伴って生じる地域の課題に目を向け、「生きづらい人に居場所のある地域をつくる」ことを目指して学習しています。

そうしたゼミの学習の1つに、立ち直りを支え再犯を減らす刑務所、少年院や保護観察所、それらの協力者の方々の取組みを広く社会に知らせる発信活動があります。令和元年度には東日本大震災や原発事故後の更生保護の現状をパネルにまとめ、福島大学附属図書館1階の一般開放スペースで展示しました。また、令和2年度からゼミで Twitter を開設し、犯罪や非行をした人々の立ち直りを支える様々な取組みやそれらに関連する書籍や動画などの情報を学生主体で投稿しています。

広報啓発活動への側面的なかかわりですが、立ち直りを支える地域づくりに大学生が取組む様子や若者目線で発信する内容を通して、広い世代の多くの人々が再犯防止の推進に自分事として関心を持ってもらえたらと思っています。

福島大学高橋有紀ゼミ <https://twitter.com/yukizemi2020>

計画の推進体制、策定経緯

計画の推進体制、策定経緯

1 推進体制

(1) 福島県再犯防止推進協議会

計画に掲げた事業の推進状況を協議するとともに、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

〔構成員〕 有識者、国関係機関職員、関係団体職員、県青少年行政担当課職員など

氏名	職名等	備考
高橋 有紀	福島大学行政政策学類 准教授	会長
佐藤 俊道	福島県保護司会連合会 会長	副会長
久野 昌美	福島保護観察所 企画調整課長	
木村 卓嗣	福島地方検察庁 統括捜査官	
栗栖 素子	福島刑務所 分類教育部長	
小松 洋輔	福島少年鑑別所長	
古山 幸一	福島県地域生活定着支援センター 所長	
宇佐見 晃	福島労働局 職業対策課長	
佐藤 喜市郎	更生保護法人 福島県更生保護協会 副理事長	
佐藤 利松	更生保護法人 至道会 保護司・指導主任	
羽田 トモ子	福島県更生保護女性連盟 会長	
今関 達也	福島県BBS連盟 会長	
野地 朝一	福島県就労支援事業者機構 事務局長	
半澤 一成	福島県弁護士会 弁護士	
丹治 雅裕	福島市 地域福祉課長	
菅野 勝男	福島県 保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課 課長	

(2) オブザーバー

更生保護に関する専門的知見を有する国関係機関の職員

氏名	職名等	備考
恩田 一	仙台矯正管区 第一部 更生支援企画課長	法務省
正木 勉	東北地方更生保護委員会 更生保護管理官	法務省

(3) 福島県再犯防止推進庁内連絡会議

県庁内の施策等関係課において、計画に掲げた施策の取組実績等について取りまとめ、課題を把握するとともに、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の策定経緯

(1) 計画への県民意見の反映

福島県再犯防止推進計画素案に対するパブリックコメントの実施

ア 意見募集期間

令和2年12月18日から令和3年1月17日まで

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載など

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

- 提出意見件数 4件
- 意見提出者数 1人
- 意見の内訳

	意見内容	件数
1	計画の趣旨	
2	再犯防止をとりまく状況	
3	計画の基本方針と施策体系	
4	施策の内容	4
5	資料	
6	その他	
	合計	4

○ 計画への反映状況

	意見内容	件数
1	新たな計画に反映しました。	
2	ご意見のあった施策等はすでに取り組んでいます。	1

3	今後の政策運営の参考とします。	3
4	反映できません。	
5	資料その他（感想・質問等）	
合 計		4

(2) 協議会等による検討

ア 福島県再犯防止推進計画策定に向けた検討会（協議会の前身）

令和2年1月19日 計画骨子案について

イ 福島県再犯防止推進協議会

令和2年10月19日 計画素案について

令和2年12月18日 計画案について

支援機関等連絡先一覧

支援機関等連絡先一覧（令和2年12月現在）

● 刑事司法関係機関（更生保護全般）

機関・団体名	住所	電話番号	担当部署
福島保護観察所	福島市狐塚17	024-534-2246	企画調整課
福島地方検察庁	福島市狐塚17	024-534-5131	社会復帰担当
福島刑務所	福島市南沢又字上原1	024-557-2222	分類教育部
福島少年鑑別所	福島市南沢又字 原町越4-14	024-557-6561	鑑別部門
仙台矯正管区	宮城県仙台市若林区 古城3-23-1	022-286-0111	更生支援企画課

● 就労の確保に向けた支援

機関・団体名	住所	電話番号	主な支援内容
ハローワーク福島	福島市狐塚17-40	024-534-4121	職業相談
ハローワークいわき	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方 合同庁舎1F	0246-23-1421	職業紹介
ハローワーク小名浜	いわき市小名浜大原字 六反田65-3	0246-54-6666	
ハローワーク勿来	いわき市東田町 1-28-3	0246-63-3171	
ハローワーク会津若松	会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333	
ハローワーク南会津	南会津郡南会津町田島 字行司12	0241-62-1101	
ハローワーク喜多方	喜多方市千苅8374	0241-22-4111	
ハローワーク郡山	郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609	
ハローワーク白河	白河市字郭内1-136 白河小峰城合同庁舎1F	0248-24-1256	
ハローワーク須賀川	須賀川市妙見121-1	0248-76-8609	
ハローワーク相双	南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531	

ハローワーク相馬	相馬市中村1-12-1	0244-36-0211	
ハローワーク富岡	双葉郡富岡町大字小浜 字大膳町109-1	0240-22-3121	
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343	
コレワーク東北 (仙台矯正管区矯正就 労支援情報センター室)	宮城県仙台市若林区 古城3-23-1	0120-29-5089	犯罪をした者等を受け入 れる事業主と受刑者等と のマッチング
NPO法人福島県就労 支援事業者機構	福島市五老内町2-1 アスカビル3F	024-573-4115	犯罪をした者等に 対する就労支援全 般
福島県商工労働部 雇用労政課	福島市杉妻町2-16	024-521-7290	雇用対策
福島県保健福祉部 社会福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	生活困窮者自立支 援施策
福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	ひとり親家庭等に 対する支援施策等
福島県警察本部 生活安全部少年課	福島市杉妻町5-75	024-522-2151	少年の立ち直り支 援活動
福島県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	福島市杉妻町5-75	024-522-2151	暴力団関係者の離 脱支援
公益財団法人福島県暴力追 放運動推進センター	福島市中町8番2号 福島県自治会館3階	024-572-6960	暴力団離脱者の社 会復帰支援

●住居の確保に向けた支援

機関・団体名	住所	電話番号	主な支援内容
更生保護法人 至道会	福島市南沢又字上原 69-1	024-557-2656	犯罪を犯した者等 に対する居住支援
福島県地域生活 定着支援センター	福島市渡利七社宮111	024-523-0102	自立した生活が困 難な高齢者・障が い者への居住支援
福島県保健福祉部 社会福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	生活困窮者自立制 度に基づく支援等

生活困窮者自立支援 相談窓口	下記のとおり	下記のとおり	生活困窮者自立制 度に基づく支援等
福島市	福島市五老内町3-1	024-525-3725	生活福祉課
会津若松市	会津若松市栄町5-17	0242-23-4800	生活サポート相談窓口
郡山市	郡山市朝日一丁目23-7	024-924-3822	自立支援相談窓口
いわき市	いわき市平字菱川町 1-3	0246-38-6500	生活・就労支援センター
白河市	白河市八幡小路7-1	0248-22-1111	社会福祉課
須賀川市	須賀川市八幡町135	0248-94-7091	福祉まるごと相談窓口
喜多方市	喜多方市字上江 3646-1	0241-23-3231	生活サポートセンター
相馬市	相馬市小泉字高池357	0244-36-2015	生活サポート相談センター
二本松市	二本松市油井字濡石 1-2	0243-23-8262	生活相談センター
田村市	田村市大越町上大越字 古川97	0247-68-3434	生活サポートセンター
南相馬市	南相馬市原町区小川町 322-1	0244-24-3415	福祉総合相談セン ター
伊達市	伊達市保原町字舟橋180	024-575-1264	社会福祉課
本宮市	本宮市本宮字千代田 60-1	0243-33-2006	生活サポート相談センター
福島県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター	福島市渡利字七社宮111	024-525-8801	県北地域
生活自立サポートセンター 県中事務所	岩瀬郡鏡石町旭町161	0248-94-7800	県中地域
生活自立サポートセンター 県南事務所	東白川郡棚倉町大字棚 倉字北町95-5	0247-57-7141	県南地域
生活自立サポートセンター 会津事務所	会津若松市追手町5- 32	0242-23-7445	会津・南会津地域
生活自立サポートセンター 相双事務所	南相馬市原町区小川町 674-5	0244-32-1753	相双地域
福島県保健福祉部 こども未来局児童家庭課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	ひとり親家庭等に 対する支援施策等
福島県土木部 建築住宅課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	公営住宅への入居 支援

●保健医療・福祉サービスに関する支援

機関・団体名	住所	電話番号	主な支援内容
福島県地域生活 定着支援センター	福島市渡利七社宮111	024-523-0102	自立した生活が困難な高齢者・障がい者への福祉的な支援
福島県保健福祉部 社会福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	福祉サービス利用 手続援助
福島県保健福祉部 高齢福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談
福島県保健福祉部 障がい福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	障がいのある方の地域生活への円滑な移行定着支援
福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	発達障がい児への支援
福島県発達障がい者 支援センター	郡山市富田町字上ノ台 4-1	024-951-0352	発達障がい者への支援
福島県精神保健 福祉センター	福島市御山町8-30	024-535-3556	精神障がいのある方に対する支援
県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	024-534-4300	管轄地域に居住する精神障がいのある方に対する支援
県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7811	
県南保健福祉事務所	白河市郭内127	0248-22-5649	
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7-40	0242-29-5275	
南会津保健福祉事務所	南会津町田島字天童沢 甲2542-2	0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 一丁目30	0244-26-1132	

●学校や地域社会において再び学ぶための支援

機関・団体名	住所	電話番号	主な支援内容
法務少年支援センター 福島（福島少年鑑別所）	福島市南沢又字 原町越4-14	024-557-7020	地域における非行及び犯罪の防止に関する支援

福島県保健福祉部 社会福祉課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	生活困窮者等の世帯の学生を対象とした進学支援等
福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	ひとり親家庭の児童に対する進学支援等
福島県母子家庭等就業 ・自立支援センター	福島市渡利字七社宮 111	024-521-5699	ひとり親家庭に対する支援
県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	024-534-4118	
県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7809	
県南保健福祉事務所	白河市郭内127	0248-22-5647	
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7-40	0242-29-5278	
南会津保健福祉事務所	南会津町田島字天童沢 甲2542-2	0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 一丁目30	0244-26-1134	
福島県総務部 私学・法人課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	私立高等学校就学支援事業（奨学金の給付等）
福島県教育庁 高校教育課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	県立高等学校の生徒に対する就学支援
福島県警察本部 生活安全部少年課	福島市杉妻町5-75	024-522-2151	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動（体験活動等）

●犯罪を犯した者等の特性に応じた支援

機関・団体名	住所	電話番号	主な支援内容
法務少年支援センター 福島（福島少年鑑別所）	福島市南沢又字 原町越4-14	024-557-7020	非行及び犯罪の防止に関する支援
福島県保健福祉部 薬務課	福島市杉妻町2-16	024-521-7233	薬物関連問題相談事業
県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	024-534-4103	管轄地域に居住する方からの薬物関連相談
県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7817	
県南保健福祉事務所	白河市郭内127	0248-22-5479	
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7-40	0242-29-5512	

南会津保健福祉事務所	南会津町田島字天童沢 甲2542-2	0241-63-0306	
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 一丁目30	0244-26-1330	
福島県精神保健 福祉センター	福島市御山町8-30	024-535-3556	依存症対策全般 (依存症専門相談、依存症 本人向け回復プログラム等)
県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	024-534-4300	管轄地域に居住す る障がいのある方 に対する支援
県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7811	
県南保健福祉事務所	白河市郭内127	0248-22-5649	
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7-40	0242-29-5275	
南会津保健福祉事務所	南会津町田島字天童沢 甲2542-2	0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 一丁目30	0244-26-1132	
福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	児童虐待を行った 保護者に対するカ ウンセリング等
福島県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	福島市杉妻町5-75	024-522-2151	ストーカー行為者に対する カウンセリング、性犯罪出 所者に対する再犯防止措置
福島県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	福島市杉妻町5-75	024-522-2151	暴力団離脱者の社 会復帰支援
公益社団法人福島県暴力追 放運動推進センター	福島市中町8番2号 福島県自治会館3階	024-572-6960	暴力団離脱者の社 会復帰支援

●更生保護団体

機関・団体名	住所	電話番号	備考
福島県保護司会連合会	福島市狐塚17	024-534-2246	福島保護観察所
福島県更生保護 女性連盟	福島市狐塚17	024-534-2246	福島保護観察所
福島県BBS連盟	福島市狐塚17	024-534-2246	福島保護観察所
更生保護法人 福島県更生保護協会	福島市狐塚17	024-534-2246	福島保護観察所

福島県再犯防止推進計画
(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

福島県子ども未来局子ども・青少年政策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7198

FAX 024-521-7747

【e-mail】kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp